

学校生活のしおり

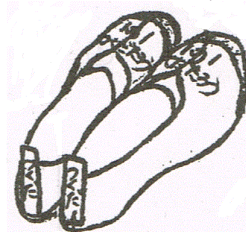
I 学校で使用するもの

(1) ご家庭で準備していただく物 (★は学校指定)

- ①ランドセル
- ★②体育着 (上下)
- ③紅白帽
- ④体育着袋 (30cm×25cm 程度)
- ⑤上履き (ひも無し)
- ⑥上履き入れ
- ★⑦標準服



名前を書く (学年、組は書かない)



つま先、かかとの
2カ所に記名。
(学年、組を書く)

通常、中に着るものは自由です。フード付きは安全のため避けてください。

ただし、儀式の時は白シャツまたは白ブラウス、白靴下を着用します。(儀式とは、入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式を指します。また、儀式以外でも、特に学校が指定する場合は、白シャツ、白靴下の着用となります。)

- ★⑧校帽 紺色：4月、5月、10月～3月
白色：6月～9月 (夏休み中に登校する時をかぶります。)
- ★⑨名札 (ひらがなで名前を書く。クラスは入学後に記入する。)

名札の書き方 (油性の黒マジックで書いてください。)



- ⑩防災頭巾、防災頭巾カバー (※1 参照)
- ⑪ランチョンマット (縦 35cm×横 50cm 程度)、口ふき用タオル
- ⑫ランチョンマット入れ (20cm×15cm 程度)
- ⑬学用品 (学習に適した無地をご準備ください。)
 - ・筆箱 (2Bの鉛筆5本、赤鉛筆、消しゴムを入れる。
定規はまだ使いません。)
 - ・はさみ (子供用で、先のとがっていないもの。キャップあり)
 - ・下敷き
 - ・小さい鉛筆けずり

※すべての物に記名してください。ひらがな表記をお願いします。油性黒マジックや、シール、スタンプ等記名方法は自由ですが、すぐに消えないようお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため準備しておいていただきたいもの

⑭ マスク（予備、マスクを入れるジップロックのようなビニール袋）

★標準服等の取扱店★

赤ちゃん屋・・・標準服・校帽・体育着・名札・上履き等

月島1-10-5 TEL 3533-2468

10:30～18:30 木曜定休日

ナナ文具・・・標準服・校帽・体育着・名札・上履き等

月島4-4-3 TEL 3533-2001

月～金 8:00～20:00

土曜日 9:00～19:00 日・祝休み

○●○学校生活に関するお願い○●○

★学用品は学習を助ける大切な道具です。無地をご準備ください。集中度に違いが出ます。

★入学後、お子さん1人1人に中央区より貸し出されるタブレット端末をお渡しします。毎日ご家庭で充電し、毎日ランドセルに入れて学校に持ってくるようになります。詳しいことは、入学後お知らせいたします。

★学校管理上、学校からは自宅や学童クラブ等、届け出た場所しか帰れません。習い事や友達の家へ行く時には、一度自宅に帰ります。やむを得ない場合、玄関前まで保護者の方がお迎えに来てください。

また、「今日だけ学童へ行かない」等、下校場所が違う場合は、必ず連絡帳で担任にお知らせください。

※1 防災頭巾について

本校では、防災対策の一環として、災害時、児童に「防災頭巾」の着用を義務づけています。



II 健康・安全に関すること

1 定期健康診断について

入学後まもなく定期健康診断が始まります。ほけんだより、学年便りなどで確認の上、持ち物・提出物の準備をしてください。

○内容

身体測定、視力検査、聴力検査、心臓検診、腎臓検診、校医検診（内科・結核健康診断、歯科、耳鼻科、眼科）等

○結果

治療や詳しい検査が必要な方にのみ「お知らせ」の文書をお渡しします。

専門医で再検査・治療を受けてください。異常のないときは「健康カード」でまとめてお知らせします。

※書類の記入にもれがありますと、正確に把握をすることが出来ません。書類はもれなくご記入をお願いいたします。

2 学校における救急処置について

保健室は、お子様が学校で具合が悪くなったり、けがをしたりしたときに応急手当をするところです。

- ① 具合が悪い時は、1・2時間を目安に保健室で休養します。内服薬は与えません。

※学校で内服薬や外用薬の服用や塗布が必要な場合は、連絡帳等でお知らせください。基本的には、服用や塗布はお子様のご自身で行っていただきます。ご自身での服用や塗布が難しい場合は、事前にご相談ください。

- ② 回復が見込めず、家庭で休養した方がよいときは、ご家庭に連絡します。保護者または代理の方に迎えをお願いしています。感染症流行時に、学校で体調が優れない場合も、ご家庭に連絡をすることがあります。
- ③ けがをして、すぐに受診をした方がよいときは、ご家庭に連絡し、保護者の方の来校をお願いしています。保護者の方の同席や同意がないと治療や検査を受けることが出来ないケースもあるためです。どうしても連絡がとれない場合は、学校の判断で受診します。医療機関によっては、「初診時の選定療養費」・「日本スポーツ振興センターの書類記入料」が必要になり、保護者に別途ご負担いただくことがあります。

3 緊急連絡先について

お子様の緊急時に連絡することがありますので、保健調査に下記事項を必ずご記入ください。また、変更があったときは、すぐに連絡をしてください。

- ・ご家庭の電話番号、携帯電話番号
- ・お勤め先の電話番号
- ・緊急の際、連絡が取りやすい親戚のお宅などの電話番号

4 日本スポーツ振興センターについて

毎年、中央区教育委員会が掛け金を負担し、全児童が日本スポーツ振興センター（以下センター）に加入しています。学校管理下でお子さんがけがをして受診した場合、保険診療内での治療費が、「災害給付金」として総医療費の4割支給されます。災害給付金が保護者の方のお手元に届くまで3ヶ月ほどかかるため、その間の治療費は保護者の方に一時立て替えていただくこととなります。

治療費総額が5,000円（保護者負担額1,500円）未満の場合は該当しませんので、区の「子ども医療証」を利用してください。日本スポーツ振興センターと「子ども医療証」との併用は基本的にできません。

*学校管理下とは、授業中・休憩時間中・登下校中・学校行事中などです。

5 感染症と「出席停止」について

下記の感染症にかかった場合は、学校保健安全法の定めにより、医師の登校許可がでるまで「出席停止」になります（欠席扱いにはなりません）。すぐに学校へご連絡ください。

病気が治って登校する際には、診断を受けた医師に「登校許可証明書」を記入してもらい、学校にご提出ください（季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は提出の必要はありません）。「登校許可証明書」の用紙は学校からお渡しするか、ホームページからダウンロードしていただく方法があります。

新型コロナウイルス感染症の予防等の理由により登校を見合わせる場合も「出席停止」となります。

出席停止となる感染症

インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、流行性角結膜炎（はやり目）、感染性胃腸炎、伝染性紅斑、手足口病、新型コロナウイルス感染症、その他症状によって医師が判断した感染症

6 食物アレルギーについて

就学時健康診断で、食物アレルギー疾患があるお子さまの保護者の方に「学校生活管理指導表」をお渡しさせていただいております。既にご案内の通り、明日以降面談をさせていただきます。保護者の方の面談可能な日をご確認の上、この説明会終了後に担当にお知らせください。

食物アレルギー疾患がある場合、食物アレルギー疾患用の書類（学校生活管理指導表）提出が必要となるため、書類を受け取っていない方も説明会後に連絡をお願いします。

面談では、主治医記入の「学校生活管理指導表」をもとに、学校で特別な管理や配慮が必要かどうかを話し合います。

Ⅲ 通学方法について

1 登校について

(1) 登校時間

- ・午前8時10分～8時20分（8時25分に教室にいられるようにします。）
- ・入学当初は支度に時間がかかるため、**8時15分ごろには教室に着くよう**に、早めに登校させてください。

(2) 通学路

- ・学校では、登下校の安全を考慮して「通学路」が決められています。「通学路」をしっかりと守って通学させてください。

(3) 登校方法

- ・入学前に親子で通学路の確認をし、安全に登校できるようにしてください。
- ＊一旦登校したら、忘れ物をしても自宅に取りに戻らないようにご家庭でご指導ください。
- ・子どもが何コースで帰るか言えるようにしてください。

(4) 遅刻するとき

- ・保護者の方が、教室まで連れてきてください。

欠席・遅刻の連絡について

欠席・遅刻の連絡は、学校のアドレスにメールでご連絡ください。

電話でのご連絡は、緊急の場合を除きご遠慮ください。

- ・学校アドレス tsukuda-es@chuo-tky.ed.jp

2 下校について

- (1) それぞれの学年の日課が終わりしだい、登校時の通学路を歩いて下校します。
- (2) 早退するときは、保護者の方が教室まで迎えに来てください。
- (3) 学校から直接、友達の家や習い事には行けません。やむを得ない場合は、保護者の方が、学校まで迎えに来てください。
- (4) 学校に忘れ物をしても取りに来ません。どうしても必要な場合は担任に連絡して下さい。

IV 学校納付金について

本校では、教材費をゆうちょ銀行の口座からの引き落としにより納入していただいています。残高不足ですと、引き落としができませんので、定期的にお確かめください。

1 教材費

○教材費の引き落としは、以下の表の通りです。

【金額は、令和4年度の徴収額です。】（2月は、不足分を集金）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
教材費	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	不足	×

2 引き落とし期日等

○毎月10日です。その日が休業日の場合には翌営業日になります。

○期日に引き落としができるように、残高をご確認ください。

○引き落としには1回あたり手数料が別途10円かかります。

○月ごとに会計処理を行いますので、引き落としできなかった場合には現金集金させていただきますことがあります。

3 引き落とし口座

○別紙「自動払込利用申込書」によりお申し込みいただいた「ゆうちょ銀行の指定口座」より引き落とします。

○口座振替の登録をしますので、「**自動払込利用申込書**」を入学式の日^に学校へ**ご提出**ください。（申込書は2枚綴りです。控えは外さずにそのままでお持ちください。）

4 その他

○PTA会費があります。（別途PTAが集金）

○給食費は令和5年度から支給されます。

○鍵盤ハーモニカ、絵の具などの購入は、希望者のみ別途徴収しています。